

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額の変更の お知らせ

2026年1月13日

お客さま各位

秋田ふるさと農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、
お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・
拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が
増加していることを受けて、2026年4月1日に、キャッシュカードなどによる取引
時の1日あたりの利用限度額を以下の通り引き下げいたします。

媒体種別	対象取引 (*1)	変更前	変更後
IC キャッシュカード	IC 取引	100万円	50万円 (*2)
磁気キャッシュカード	磁気取引	50万円	50万円

(*1) ATM でのお引出し、振込等が対象となります。

窓口でのお引出しは現行どおりとなります。

(*2) あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外と
なります。

※利用限度額の引き上げを希望されるお客さまについては、ご本人様より窓口でのお手続きが必要となります。お手続きには、通帳・通帳印・本人確認書類等が必要となります。併せて、引き上げされる目的について確認をさせていただいておりますのでご了承下さい。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応で
あり、ご理解賜りたくお願ひいたします。